

肥後国天草郡の御用留と庄屋日記

—高浜村庄屋上田家文書を中心に—

東 昇

はじめに

肥後国天草郡は、九州地方の中西部、有明海・東シナ海に囲まれた島々からなる地域である¹。慶長五年（一六〇〇）以降、大名領となったが、寛永一四年（一六三七）に天草・島原の乱がおきる。その後も大名領であったが、同一八年には幕府領となり、近世初頭は一二七村あったものが一町八六村となり、一〇の大庄屋組に編成された。その後、寛文四年（一六六四）には再び大名領となったが、寛文一一年（一六七一）以後、幕府領として明治維新までつづく。当初は専任の代官が派遣されていたが、その後は日田代官兼帯、島原藩預り、西国（日田）郡代兼帯、長崎代官兼帯と統治者は推移していった。郡全体の石高は天保郷帳で二万五千石弱であった。対象地域の高浜村を含めて、文化二年（一八〇五）には、天草崩れといわれる潜伏キリシタンの大量検挙事件が発生した。

対象地域の高浜村は、同郡の西筋と呼ばれる天草下島の西海岸、東シナ海に面しており、大庄屋組の大江組に属した。同村の庄屋を世襲し行政に携わった上田家は同地に現存しており、現在も近世から続く

陶石採掘、高浜焼と呼ばれる窯業を営む。上田家は、現在上田陶石合資会社と変化し、事業の一環として天草の歴史を紹介する上田資料館を運営し、同家の文書（上田家文書）を公開している。

上田家文書は、戦前から調査が行われ、目録も刊行されており、²同家の歴史を反映して、村の行政に関する文書を多く含んでいる。そのなかに、庄屋日記が八九点、天明三年（一七八三）、寛政二〜明治二年（一七九〇〜一八六九）、「御用書留」等と記される御用留が七八点、寛延四〜慶応二年（一七五一〜一八六六）がある。庄屋日記と御用留が、一八世紀後期以降、重複しながら伝わる。長期的に現存する文書群の分析は重要であり、前者については、すでに村の行政について地域情報の観点からまとめて分析している。³

一 寛延四年「御用書留帳」の御用分類

高浜村上田家文書には、「御用書留帳」が、寛延四〜慶応二年（一七五一〜一八六六）、年未詳も含めて七八点現存している。⁴もつとも古い寛延四年の御用留の表題は「御用書留帳」とあるが、以下御

用留として紹介する。享保五年（一七二〇）以降、島原藩の預所となり深溝松平家が支配した。しかし寛延二年藩主に就いた松平忠祇が一二歳のため長崎監督が難しいとされ、宇都宮藩主戸田忠盈と領地交代となった。寛延三年二月、戸田氏が島原へ入部し、天草の支配役所の富岡陣屋が引き渡されている。⁵一方、この「御用書留帳」を作成した庄屋上田勘右衛門（上田家五代）は、元文三年（一七三八）庄屋となった。⁶また、高浜村が含まれる大江組八ヶ村の大庄屋は、大江村の松浦四郎兵衛である。この大江組大庄屋は延享四年（一七四七）赤崎傳右衛門から交代している。

御用留の内容は、記載されている記事の差出をもとに分類すると、全部で九九件となる（表）。差出人は、富岡にあり、当時、当幕府領を預かっていた戸田氏島原藩の役所に詰める藩士からのもの四八件、御蔵元から一六件、高浜村が属する大江組大庄屋から一九件、大庄屋組名不明の大庄屋から二件、志岐組大庄屋から一件、大江組筆耕の筆者から四件、その他不明は九件であった。

また宛名、当時の認識および内容をもとに分類すると、①天草全体一三件、②西目筋一九件、③富岡町・大江組・老町田組・久玉組一件、④役人の人馬先触二二件、⑤御用状の村継九件、⑥大江組内二五件となる。④⑤は差出・宛名ではないが、つぎの享和三年（一八〇三）二月、天草詰島原藩士の小川有経がまとめた「富岡在勤中諸事心覚」によると、明確に触と区別されていたと考えられる。⁷まず、「富岡方方々江之村継」として、「村々江触状差出候宛之事」の項目には包紙に「触状」とある。他に、牛深見張番所への書状、島原への飛脚差出、唐船漂着御用、唐船漂着の先触と例示されている。これらの事例から、い

わゆる触状の他に、島原城下、番所、唐船漂着関係の役人への御用状（④）、唐船漂着御用に関する先触（⑤）、この二種類の村継が区別して認識されており、今回の分類の基準としている。

このなかで、①②天草全体への触は宛名別に、A富岡町以下、志岐組等大庄屋組名、B村々大庄屋・小庄屋中、C東目・西目村々大庄屋・小庄屋中と、三種に分けられる。天草郡は、陣屋のあった富岡町を中心に東目、西目の二つの地域区分がある。西目通、西目筋宛以外に、富岡町・大江組・老町田組・久玉組がまわっていることから、高浜村の属する西目筋と考えられる。享和三年「富岡在勤中諸事心覚」には、西に富岡町・大江組・老町田組・久玉組・本戸組、東に志岐組・井手組・御領組・栖本組・大矢野組・砥岐組と、西目・東目の分類が記され、享和期には本戸組が含まれている。⁸

この二種類の記載の違いは差出によるもので、島原藩役人は「西目通村々 大庄屋・小庄屋中」となり西目通、西目筋宛、御蔵元助次郎は「富岡町・大江組・老町田組・久玉組大庄屋・小庄屋中」と組名宛である。藩役人の場合、島原藩の領内支配で使用される北目・南目・西目の「目」という地域呼称を利用したと思われる。⁹この呼称は、文化一五年大庄屋木山家文書「御用触写帳」、庄屋上田家文書「御用書留帳」では、東筋・西筋と変化している。¹⁰

③御蔵元（正徳三〜天明元年（一七一三〜一七八一））は、江島万利子氏によると、本来の年貢保管の業務以外に、役人からの触書の下達、帳簿の集約、雨乞・虫除などに関わっており、触の宛名も大庄屋が多く、蔵元の職務を引き継いだ郡会所の成立以降、会所詰大庄屋の触は、大庄屋・庄屋・町役人連名が多いと指摘する。¹¹御蔵元発は

一六件あり、江島氏の指摘の通り、年貢米、奉公人帳、大御所（徳川吉宗）他界の通知や検見方・御用の人馬先触である。宛名をみると、御蔵元は西目に属す組名で触れているが、文化一五年会所詰大庄屋発の場合は、「東筋西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中」と、東西合わせた天草郡全体宛となり東・西別の通知はない。

つぎに、④人馬の先触は、藩士が巡見、宗門改、検見で出郷する際に、人馬を提供する御用に関する触であり、遠見番が置かれ唐船漂着が多い崎津への事例が一五件と大部分を占めている。⑤御用状の村継は、富岡役所や遠見番人、崎津へ出役した藩士間の差出・宛名が多い。一部「崎津村を富岡町迄 村々庄屋中」と経路上の村宛もあるが、ほとんどが村継の前後の村名と刻付を記入しているのみで、御用状の通過を書き留め、御用を勤めた証としている。唐船漂着の触は、遠見番所のある崎津が隣村であるため、経路上の特殊性とも考えられる。しかし、安高啓明氏によると、砥岐組大庄屋藤田家文書の嘉永五年（一八五二）「御役所触留帳」には、唐船漂着の触は伝達されており、遠見番所のない組内に影響は少ないが、漂流船の経費を組割出銀していたためと解釈している。¹²一概に番所が近いなどの理由だけではない場合も考慮すべきである。

⑥大江組内は、差出で分類すると大庄屋松浦四郎兵衛一六件、大江組筆者嘉右衛門四件、その他である。大庄屋発は、A崎津附山役人衆下番給、御役所水夫給、富岡附遠見山方衆の小屋入用茅、御用材木下し人足、番人などの組割、B奉行の通行や宗門改の人数・食事、麦作見分の宿泊通知である。Aは役給や人足・入用など大庄屋組内での割り当て、Bは藩役人の出郷による担当など、組内の調整事項である。

また、筆者の場合は、組内の諸帳簿を作成する職務と連動し、作夫食願帳面、長崎奉公人・村人数書付、雑用割などの入用や記述に関する伝達である。

二 文化一五年、大江組内の御用と庄屋日記との連携

このような内容は、文化一五年（長崎代官支配、庄屋交代期）の「御用書留帳」でも同様であり、計一四八件の内、会所から天草全体二七件、会所から大江組・西筋・大江大庄屋宛八件、富岡役所から大庄屋、高浜村庄屋上田源太夫宛七件、人馬先触一五件、御用状の村継四〇件、大江組内三二件、江月院関係一九件となる。¹³特色として、寛延四年と同じく、崎津・大江崎・牛深・魚貫崎の遠見番・山方役人宛が多く、唐船漂着など崎津御用に関する東シナ海に面した大江組の傾向といえる。そして、この年限定と思われる、組の旦那寺江月院関係は、文化六年死去の先住職徳充和尚の後住をめぐる案件である。この「江月院一件」は御用書留帳、庄屋日記、単独の文書が作成された案件であり、その意味ですでに分析した木山家のように「御用触」ではなく、「御用」と認識され書き留められたといえる。

先に上田家文書の特徴として庄屋日記と御用留が重複して伝来していることを述べた。¹⁴最後に、両者の連携の事例として文化一五年の例を紹介したい。同年八月二七日会所詰大庄屋から大庄屋松浦四郎八へ、年貢の手本米の差し出しに際し、干魘のため症劣米を加える件に関して指示があった（御用書留帳）。この触と同時に大江組大庄屋から「高浜方都呂々迄庄屋衆中」宛の添状、そして、松浦四郎八から高

浜村庄屋上田源太夫へ高浜村から提出するよう依頼の書状が添えられている(御用書留帳)。この三通は大江村から到来し、内二通(高浜宛以外)を次の小田床村に送付している。この指示に対し、同日上田源太夫から松浦四郎八への書状に、手本米を当村から会所触の日限通り差し出すようあるが、当村ははまだ収納しておらず干損米では手本に不相当であり、他村に依頼して欲しいと断っている(日記)。九月一四日、会所詰大庄屋より福連木から崎津村までの庄屋衆中へ、年貢の上中下手本米提出の督促が出ており(御用書留帳)、一七日上田源太夫は手本米上中下を今日会所へ遣したとある(日記)。この経緯から、御用書留帳は村へ到来した指示、日記には対応の返書、結果について記されており、村の庄屋は複数の文書を使い、御用を請け実施し、記録していったといえる。

おわりに

以上、本稿では、肥後国天草郡における幕府領庄屋の寛延四年と文化一五年「御用書留帳」の内容を分析し、書き留める御用の実態、特徴について分析した。これまで述べてきたことをまとめると、寛延四年は、領主交代期であり、島原藩戸田家の預所支配のなかで、藩役人や蔵元からの触、人馬先触、御用状村継、大江組内の御用が記録された。文化一五年は、長崎代官支配、庄屋交代期となり、支配・庄屋家の状況は寛延四年と全く違うが、富岡役所役人、郡会所からの触、人馬先触、御用状村継、大江組内の御用は同じである。ただし、江月院関連の一件が御用と認識され記録されており、御用の範囲・認識は、時々

に応じて変化していくことがわかる。

そして、御用の実態解明には、経緯や御用以前の状況を記録した日記や御用日記を分析する必要があると考える。御用書留帳は御用の指示に関する文書が多く、指示への対応、結果は不明である。指示・対応・結果の流れは、例えば、別稿で分析した伊予松山藩領越智島の大庄屋作成の弘化二年御用日記から判明する¹⁵。二月分七三件の内、天草と同じく御用状村継一〇件の他、大部分が代官・手代発三六件、大庄屋発一一件の往復書状が占める。この往復書状には、指示以外に、再調査や修正など対応・結果である経緯が判明する。また、往来証文の件数だけが、野々江村三三通、瀬戸村一〇通、臺村一三六通、計一七九通が大庄屋から手代に送付されて処理されていることがわかる。

このように、御用の範囲・認識は変化していくため、その実態は、指示・対応・結果の流れ、経緯を分析してこそはじめて明らかにできると考える。今後、このような視点から御用関連の文書を読み解き、近世の地方における御用の実態をあきらかにしていきたい。

なお、御用留の研究は、各地でそれぞれの御用留をもとに研究が行われているが、総合的な研究は進んでいないと思われる。本稿の上田家文書のように庄屋日記と御用留などの長期文書群が複数伝来している事例は比較検討が可能である。一方で、このような史料は、全国各地に膨大に伝来していることが推測される。今後、個々の御用留、日記の情報、分析などのデータを統合するデータベース、研究者の交流の場として今日のデジタル技術を活用した共同研究会の場などを検討していきたい。

【註】

- 1 東昇「序章 研究対象」『近世の村と地域情報』吉川弘文館、二〇一六。
- 2 天草町教育委員会編『上田家古文書調査事業報告書 天草上田家文書目録』一九九六。
- 3 東昇『近世の村と地域情報』。
- 4 上田家文書三一―七六、追加二・三、寛延四年は三一―、上田陶石合資会社所蔵（熊本県天草市）。
- 5 松田唯雄『天草近代年譜』みくに社、一九四七、一五九―一六一頁。
- 6 角田政治『上田宜珍伝 附上田家代々の略記』一九四〇、二九頁。
- 7 元山文庫二二三―五二（九州大学附属図書館記録資料館九州文化史部門所蔵）。
- 8 元山文庫二二三―五二。
- 9 「島原城跡」『日本歴史地名大系』平凡社、ジャパンナレッジ版。
- 10 大庄屋木山家文書「御用触写帳」本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』三、一九九八、一二―三八頁、庄屋上田家文書「御用書留帳」上田家文書二―三九。
- 11 江島万利子「一八世紀後半の統治制度と社会状況」渡辺尚志編『近世地域社会論―幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続―』岩田書院、一九九九、九五―一〇〇頁。
- 12 安高啓明『姫戸町・龍ヶ岳町編四 近世 近世天草の支配体制と郡中社会』上天草市、二〇二二、三四二―三四三頁。
- 13 東昇「近世後期天草郡高浜村庄屋日記と御用書留帳・文書の連携」『京都府立大学学術報告（人文）』七二、二〇二〇、二二六頁。
- 14 「御用書留帳」上田家文書二―三九、「日記」同六一―二二。
- 15 東昇「越智島御用日記・諸願控の史料情報分析―願書のライフサイクルと決裁過程―」『近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報―御用日記・諸願控の総合的研究―』京都府立大学歴史学科、二〇〇九、八―一三頁。

【表】 寛延4年天草郡高浜村の御用一覽

表題	月日	分類	差出	宛名
1 覚(唐船御用二付)	未正月10日	御用状	村井丈助	崎津村右富岡町迄 村々庄屋中
2 覚(人馬差出可申二付)	未正月10日	先触	相生伝次兵衛	富岡町・内田村・都呂々村他5村・崎津村 村々庄屋中
3 覚(類族改清帳仕立見合二付)	正月11日	西目	数度勘右衛門印、相生伝次兵衛印	西目通村々 大庄屋・小庄屋中
4 覚(人足差出可申二付)	未正月13日	先触	村井丈助	崎津・今富・大江、他5ヶ村富岡迄 右村々庄屋中
5 覚(人馬差出可申二付)	未正月13日	先触	小川忠助印	崎津・今富・大江、他6ヶ村富岡迄 右村々庄屋中
6 覚(田方引方・作夫食銀納願二付)	正月14日	天草・西目	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	大江組・志町田組・久玉組 大庄屋・小庄屋中
7 覚(唐船御用人馬差出可申二付)	未正月16日	先触	村井丈助	崎津村・今富村・大江村、他5ヶ村、富岡町 右村々庄屋中
8 [魚貴崎御番所江相(胡力)乱成者致徘徊二付廻状]	2月2日	西目	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目筋村々 大庄屋・小庄屋中
9 [御役所水夫給内訳書上]	未2月	大江組	大江大庄屋	村々御庄屋中
10 作夫食願帳面認候諸入用覚	2月4日	大江組	筆者嘉右衛門	—
11 覚(影踏帳相違無之様相調可申二付)	未2月5日	西目	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目筋村々 大庄屋・小庄屋中
12 覚(茅・繩入用二付)	未2月12日	大江組	大庄屋四郎兵衛	友右衛門殿、幸右衛門殿
13 未年崎津附御山役人衆下番給三組割	未2月12日	大江組	大庄屋	高浜友右衛門殿、小田床幸右衛門殿
14 富岡御蔵納覚(高浜村御蔵納・内訳書上)	未2月	大江組	大庄屋四郎兵衛	村々御庄屋中
15 覚(堀又蔵郡奉行役被仰付二付)	2月	西目	九(丸力)山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目筋村々 大庄屋・小庄屋中
16 覚(引米・作夫食銀納等二付)	未ノ2月20日	天草・西目	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	大江組・志丁田組・久玉組 大庄屋・小庄屋中
17 覚(村々巡見二付)	2月26日	先触	丸山儀右衛門印	富岡町・内田村・都呂々村他22村上村迄、右村々庄屋中
18 午御検見引米	—	天草	—	—
19 覚(免割掛札二付)	未3月4日	西目	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目筋村々 大庄屋・小庄屋中
20 覚(御免割札懸置二付)	未2月	天草	肥後国天草郡何村年寄誰印、庄屋誰印、大庄屋誰印	富岡御役所

	表題	月日	分類	差出	宛名
21	[長崎奉公人・村人数書付遣可被下二付廻状]	3月9日	大江組	筆者嘉右衛門	村々御庄屋衆中
22	富岡附遠見山方衆小屋入用茅置二付)	3月9日	大江組	大庄屋	—
23	覚(亥之助様改名・御免割札懸置二付)	2月26日	天草	丸山儀右衛門印	富岡町・志岐組・井手組・御領組・本戸組・栖本組・大矢野組・砺岐組・久玉組・若町田組・大江組 大庄屋中
24	覚(免割掛札之義二付請書)	未2月	天草	富岡村庄屋名印、志岐組大庄屋名印、何組一	富岡御役所
25	覚(五ノ年平均之取米郷帳仕立二付)	3月17日	西目	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印、相生伝次兵衛印	西目筋村々 大庄屋中
26	[銀納未相納不申二付廻状]	3月28日	西目	数度勘右衛門印、相生伝次兵衛印	西目條村々 大庄屋・小庄屋中
27	覚(異国船入津之節二付廻状)	4月11日	西目	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印	西目通 大庄屋・小庄屋中
28	覚(宗門改相廻二付役人馬可相送二付)	4月11日	先触	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印	西目通 大庄屋・小庄屋中
29	西筋宗門御改御奉行様御廻順泊り付	—	先触	—	—
30	[長崎奉公人帳差遣二付廻状]	未4月11日	天草	御蔵元助次郎	富岡町・志岐・大江・若町田・久玉・本戸組 大庄屋・小庄屋御衆中
31	覚(宗門改御人数当村江御泊り二付)	4月17日	先触	志岐村大庄屋勘次郎	大江組、若町田組・久玉組・本戸組 大庄屋・小庄屋御衆中
32	[宗門改御人数朝夕昼食二付触]	—	大江組	(大庄屋)	—
33	覚(盗賊召捕候節二付)	未4月	天草	—	薩摩・出雲松江・肥前熊本他31御代官所、右用達中
34	[漂着船挽船賃諸雑用二付御用達]	未4月	天草	—	薩摩・長門萩・肥後熊本他9ヶ所、右用達中
35	覚(脇指紛失等町々吟味二付)	4月20日	西目	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目通村々 大庄屋・小庄屋中
36	麦作御泊り覚	4月25日	大江組	大江四郎兵衛	高浜方都呂々村迄 庄屋衆中
37	覚(郡奉行・御勘定中、麦見分御出郷二付)	4月17日	天草	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印	村々大庄屋・小庄屋中
38	[郡奉行、明朝麦見分出郷二付廻状]	4月20日	天草	丸山儀右衛門印	村々大庄屋・小庄屋中
39	覚(相生伝次兵衛・御奉行様一向御出郷二付)	4月20日	先触	御蔵元助次郎	富岡町・志岐組・井手組・御領組・本戸組・栖本組・大矢野組・砺岐組・久玉組・若町田組・大江組 大庄屋中

	表題	月日	分類	差出	宛名
40	覚（又々検見引戻被仰付二付）	4月28日	大江組	四郎兵衛	幸右衛門殿、伴右衛門殿、茂右衛門殿
41	人足わり覚	4月28日	大江組	四郎兵衛	—
42	覚（高浜村右御陣屋へ御着二付）	4月28日	大江組	大江四郎兵衛	高浜村友右衛門殿、村々御庄屋中
43	覚（相生伝次兵衛様御役所江被届候二付）	未4月29日	先触	森山又市印	今富・大江・小田床、他4村 右村々庄屋中
44	覚（たし米入無滞御遣二付）	5月2日	大江組	大江四郎兵衛	—
45	覚（谷村喜六被相越候二付）	5月17日	西目	丸山儀右衛門印	西目通 大庄屋・小庄屋中
46	覚（角田左平郡奉行役被仰付二付）	未5月9日	天草	数度勘右衛門印、丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	東目・西目村々 大庄屋・小庄屋中
47	覚（村々割符二付）	—	大江組	—	—
48	覚（唐船三艘帰帆二付）	未6月7日	天草	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	新井繁右衛門殿、辻市郎助殿、丹羽賢右衛門殿、他5名
49	覚（唐船三艘帰帆二付）	未6月7日	西目	丸山儀右衛門印、相生伝次兵衛印	西目通村々 大庄屋・小庄屋中
50	覚（大御所様他界・鳴物普請遠慮二付）	未閏6月4日	天草・西目	上田佐助、難波惣右衛門印	富岡町・大江組・老町田組・久玉組 大庄屋・小庄屋中
51	覚（阿弥陀寺へ虫除祈禱被仰付二付）	後6月4日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・老町田組・久玉組 大庄屋・小庄屋中
52	覚（大御所様御他界被遊候二付）	閏6月11日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・老町田組・久玉組 大庄屋御衆中
53	〔御中陰中田方虫追之義二付廻状〕	後ノ6月13日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・老町田組・久玉組 大庄屋御衆中
54	〔御中陰中普請停止日限二付廻状〕	閏6月16日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・老町田組・久玉組 大庄屋御衆中
55	覚（大江組之内身持不宜体之者召捕二付）	閏6月19日	大江組	上田佐助印、難波惣右衛門印	大江組 大庄屋・小庄屋中
56	覚（御用材木下シ人足、高浜村分）	—	大江組	—	—
57	覚（年貢等記帳面印形取置可申二付）	未閏6月21日	西目	難波惣右衛門印、上田佐助印	西目通 大庄屋・小庄屋中
58	奏紙 差上申御請書之事（年貢等記帳面印形取置可申二付）	—	天草	—	—
59	覚（免割懸札新ニ懸替候様二付）	後6月21日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・老町（田）組・久玉組 大庄屋御衆中

	表題	月日	分類	差出	宛名
60	覚(筆者富岡詰雜用割二付)	閏6月29日	大江組	筆者嘉右衛門	—
61	覚(類族死失帳認候様仰付候二付)	閏6月29日	大江組	大江筆者嘉右衛門	右村々 御庄屋御衆中
62	覚(検見御用二付)	7月23日	先触	難波惣右衛門印	富岡町・志岐村・御領組新休村、他36村、富岡町 大庄屋・小庄屋中
63	覚(小検見方御手合御下役告人御出二付)	7月23日	天草・西目	御蔵元助次郎	本戸組・久玉組・志町田組・大江組 大庄屋御衆中
64	御奉行様御廻領御泊り附左二記	未7月17日	天草	御蔵元助次郎	富岡町・志岐組・井手組・御領組・本戸組・榎本組・大矢野組・砺波組・久玉組・志町田組・大江組 大庄屋御衆中
65	[御奉行様御儀急御用二付廻状]	8月4日	大江組	大江大庄屋四郎兵衛	高浜村右都呂々村迄 御庄屋中
66	覚(龜末成米相納不申候様二付)	8月22日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・志町田組・久玉組 大庄屋・小庄屋衆中
67	覚(唐船追々帰帆二付)	未9月6日	西目	難波惣右衛門印、数度勘右衛門印	西目通 大庄屋・小庄屋中
68	[遠見御番人中宛廻状]	—	御用状	—	—
69	覚(五番船、七番船唐船出帆二付)	未9月16日	西目	難波惣右衛門印、数度勘右衛門印	西筋村々 大庄屋・小庄屋中
70	[遠見御番人中宛廻状]	—	御用状	—	—
71	覚(百姓諸役費無之様二付)	未9月17日	西目	難波惣右衛門印、数度勘右衛門印	西目通 大庄屋・小庄屋中
72	覚(唐船出帆二付)	9月28日	西目	難波惣右衛門御印、数度勘右衛門御印	西筋 大庄屋・小庄屋中
73	覚(人馬無滞御出可被成二付)	10月13日	先触	御蔵元助次郎	富岡町・内田村・都呂々村他6村、牛深村 御庄屋衆中
74	覚(御年貢米無油断積廻候様二付)	10月22日	天草・西目	御蔵元助次郎	富岡町・大江組・志町田組・久玉組 大庄屋御衆中
75	[御年貢皆済從江戸茂被仰渡二付 船書]	11月11日	西目	上田佐助印、難波惣右衛門印	西目筋 大庄屋・小庄屋中
76	[未年銀納石代御直段書付]	11月17日	大江組	大庄屋四郎兵衛	村々庄屋衆中
77	覚(宝曆に改元二付)	11月22日	西目	上田佐助印、難波惣右衛門印	西目筋 大庄屋・小庄屋中
78	覚(櫓実積船、水船二相成候二付)	11月28日	大江組	丹羽貞左右衛門、中村次兵衛、吉村弥次郎	大江村、高浜村、小田床村 庄屋・年寄中
79	覚(唐船漂着御用二付)	12月5日	先触	御蔵元助次郎	富岡町・内田・都呂々他4ヶ村、崎津村 御庄屋御衆中
80	[庄屋中宛村継状]	—	御用状	下津深江牧藤沢右衛門印	庄屋中

表題	月日	分類	差出	宛名
81 覚（嘉右衛門御帳面書筆紙墨代 村割二付）	—	大江組	—	—
82 [上田佐介宛村継状]	—	御用状	難波惣右衛門、庄田善右衛門、村 上伊六	上田佐介殿
83 [御蔵元助次郎宛村継状]	—	大江組	大江大庄屋土郎兵衛	御蔵元助次郎殿
84 覚（難波惣左衛門、富岡御役所 へ罷帰二付）	未12月7日	先触	牧藤沢右衛門印	大江村・高浜村・小田床村・下津深 江村・都呂々村・内田村 庄屋中
85 覚（上田佐助、崎津江被罷越二 付）	12月8日	先触	難波惣右衛門印	富岡町・内田村・都呂々村他4ヶ村、 崎津村 庄屋中
86 [崎津村上田佐助他2名宛村継 状]	—	御用状	富岡御役所相生伝次兵衛、難波惣 右衛門	崎津村上田佐助殿 庄田善右衛門殿 村々御庄屋中
87 未年銀上納（本文反故線）	未12月	大江組	大江四郎兵衛	村々御庄屋中
88 [御手船・買船にて新解請之儀二 付廻状]	12月11日	西目	難波惣右衛門印、相生伝次兵衛印	西筋 大庄屋・小庄屋中
89 覚（相生伝次兵衛、崎津村罷越 二付）	未12月11 日	先触	難波惣右衛門印	富岡町・内田村・都呂々村他4ヶ村、 崎津村 大庄屋・小庄屋中
90 覚（上田佐助、富岡江被罷帰候 二付）	12月12日	先触	相生伝次兵衛印	大江村・高浜村・小田床村他3村・ 富岡町 庄屋中
91 覚（足輕伊藤利左衛門、崎津村 へ御越二付）	12月13日	先触	御蔵元助次郎	富岡町・内田村・都呂々村4ヶ村、 崎津村 庄屋衆中
92 [崎津村相生伝次兵衛・庄田善右 衛門宛村継状]	—	御用状	富岡御役所難波惣右衛門、上田佐 助	崎津村相生伝次兵衛殿 庄田善右衛 門殿
93 覚（勝川半七、崎津村江御越二 付）	12月16日	先触	御蔵元助次郎	富岡町方下津深江 御庄屋衆中
94 [崎津湊江漂着之唐船乗せ渡り候 奥州南部人相果二付廻状]	—	御用状	—	—
95 [今富村他3村、番人相勤候様被 仰付二付廻状]	12月18日	大江組	大庄屋四郎兵衛	村々庄屋衆中
96 覚（鈴木六左衛門、崎津村江被 罷越二付）	12月19日	先触	難波惣右衛門印	富岡町・内田村・都呂々村4ヶ村、 崎津村 庄屋中
97 [崎津村相生伝次兵衛他2名宛村 継油紙包]	—	御用状	難波惣右衛門、上田佐助	崎津村相生伝次兵衛殿、鈴木六左衛 門殿、勝川半七殿
98 [磯部安右衛門、崎津へ御越二付 廻状]	12月23日	先触	御蔵元助次郎	右村々 御庄屋御衆中
99 覚（磯部安右衛門、崎津村方罷 帰二付）	12月24日	先触	—	—

出典：寛延4年「御用書留帳」（上田家文書3-1、上田陶石合資会社所蔵）